

令和7年度入学者  
(2025年度)

# 入学説明会

日時 令和7年1月27日(月)午後4時

場所 青山台中学校体育館

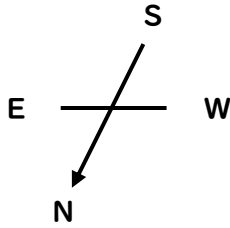


吹田市立青山台中学校

## 目次

教室配置図 .....	1
令和7年度入学式の案内 .....	2
物品販売について .....	3
吹田市の教育、人権教育の推進 .....	4
青山台中学校の学校要覧、教育目標、めざす生徒像、重点課題 .....	5
教育課程	
① 教科と配当時間 .....	6
② 学校行事 .....	6
③ 日課表 .....	7
④ クラブ活動 .....	7
中学校生活について	
① 服装 .....	8
② 防寒着、カバン、靴、名札 .....	8
③ 持ち物 .....	8
④ 相談室 .....	8
⑤ 小学校との違い .....	8
⑥ 諸届け .....	9
⑦ デイケン .....	9
⑧ 生徒会活動 .....	9
保健室より .....	10-14
いじめ防止基本方針 .....	15-16
不登校ポータルサイト .....	17-18
事務的なこと	
① 学校徴収金について .....	19-20
② 就学援助費制度について .....	21
③ 医療券（医療費援助）交付について .....	21
④ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について .....	21
青山台中学校 PTA とは .....	22-23

令和6年度 青山台中学校 教室配置図



運動場

<b>B 棟</b>				
第2美術室	美術教材室		美術室	WC
A教室	B教室	1-2	1-1	WC
更衣室①	更衣室②	1-4	1-3	WC
視聴覚室		倉庫	教材室 倉庫	WC

<b>A 棟</b>										
少人数英①	少人数英②	WC	3-1	3-2	生徒会室	3-3	少人数数学②	少人数数学①	WC	
2-3	2-2	WC	2-1	C教室	倉庫	PTA室	資料室	相談室	WC	
支援4	支援3	WC	支援1	支援2	購買	校務員作業室	給食配膳室	美化倉庫	WC	

下足  
ホール

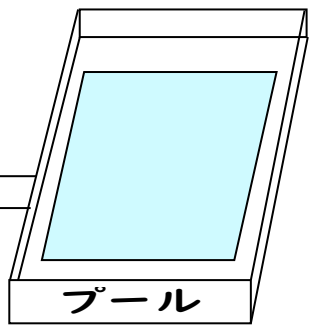
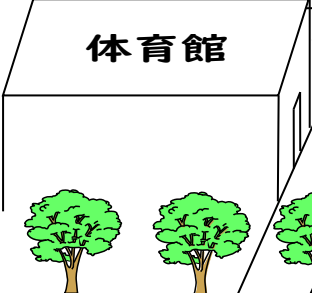
<b>管理棟</b>		
2F 会議室	2F 保健室	2F 図書室
1F 校務員室	1F 職員室	
第2理科室	多目的室	第2音楽室
調理室	技術室	事務室
校長室		

生徒用通用門

玄関

職員・来賓通用門

<b>C 棟</b>	
第1理科室	被服室
第1音楽室	



令和7年1月27日  
(2025年)

新入生保護者の皆様

吹田市立青山台中学校  
校長 宮本 和彦

## 令和7年度入学式のご案内

厳寒の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本校では令和5年度入学式を下記の通り挙行することとなりました。中学校への門出とともに祝福し、激励いたしたく存じますので、保護者の皆様方のご参列をお願い申し上げます。

### 記

日 時 令和7年4月8日(火) 午前9時30分 開式

会 場 吹田市立青山台中学校 体育館

受 付 8時30分～8時50分 生徒下足ホール前

氏名一覧表を配布しますので、お子様のクラス番号をご確認ください。

受付はクラス毎に行います。

保護者の方は受付終了後、体育館へお入り下さい。

- 当日の物品販売はありません。
- 式終了後、各教室へ入室し配布物を受け取ります。
- 保護者の方は体育館でPTAからの連絡があります。
- 当日の持参物・・・入学通知書、カバン、筆記用具、上履き
- お車でのご来場はご遠慮下さい。

## 物品販売について

制服・体操服の採寸 12月 7日(土) 午前10時から12時 本校体育館にて  
 体操服のお渡し 2月15日(土) 午前10時から12時 本校下足ホールにて  
 制服のお渡し 3月 9日(日) 午前10時から12時 本校下足ホールにて

◆ 入学式当日の販売はありませんのでご注意ください。

品名	税込み 価格 (円)	販売店
上靴	1,200	池畑商店(本校購買) 月~金、9:45~13:00
体育館シューズ	2,900	池畑商店(本校購買) 月~金、9:45~13:00 学生服専門店鈴ヤ ☎6381-7092
体操服半袖シャツ(ネーム入り)	2,800	キンキユニフォーム ☎072-650-2000
// ハーフパンツ(ネーム入り)	2,900	
// 学年キャップ	1,000	
// ジャージ上(ネーム入り)	3,800	
// ジャージ下(ネーム入り)	3,700	
計	18,100	

### 制服販売指定業者

竹村屋	吹田市千里山西 5-3-2	☎6384-0872
学生服専門店 鈴ヤ	吹田市朝日町 18-13	☎6381-7092
学生服のワタナベ	吹田市出口町 27-3	☎6386-1152

- ・その他学校で使用する物を購入する場合は、なるべく学級担任及び教科担任の指示があつてからにして下さい。また、持ち物には必ず名前を記入してください。

## 吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

### 吹田市教育ビジョン

#### 教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」

#### 基本目標 1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、  
可能性に挑戦する力  
を育む教育～

#### 基本目標 2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働し  
ともに歩む教育～

#### 基本目標 3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを  
支援する教育環境～

## 人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切に生きる生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

### スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

# 吹田市立青山台中学校 (令和6年度)

所在地 〒565-0875 吹田市青山台4-2-1  
電話 06-6872-0309 FAX 06-6872-0343  
URL <http://www.suita.ed.jp/school/jhs/16-aoyama/>  
校長 宮本 和彦  
学級数 1年 4クラス 2年 3クラス 3年 3クラス 支援学級 3クラス  
生徒数 360名

## 教育目標

『将来を自分らしく立派に生きていく大人としての中学生の育成』

## めざす生徒像

1. 自律的な判断のもとに自主的な行動のできる、自立した生徒
2. 自他の存在を認め、思いやりを基本に他とつながることのできる生徒
3. 心身ともに成長した凛々しい後ろ姿で卒業する生徒

## 重点課題

1. 各教科において、生徒目線での指導方法の工夫改善に積極的に努め、わかる授業と個に応じた指導の徹底を図り、主体的に学習に取り組む態度を養うために読解力の育成を念頭に置いた言語活動の充実を図る。 【授業力の向上】
2. 豊かな人間性を育むため、感性に響く道徳教育の充実を図る。 【道徳教育の充実】
3. 人権・個性を尊重した教育の推進として、「ともに学び・ともに育つ」ことを基本とする人権教育、支援教育、特別支援教育の充実を図る。 【人権尊重】
4. 自ら学び、考え、主体的に判断し、生徒自らが集団として行動できる意識・態度の育成を図るとともに各委員会が連携し活性化が推進できるよう、生徒会・委員会活動の充実を図る。 【生徒指導・生徒会指導体制の確立と自立した生徒の育成】
5. 小中一貫教育を積極的に推進し、ABC運動の徹底を図る。特にコミュニケーションの第一歩であるあいさつ運動に取り組み、あいさつから始まる円満な人間関係の構築を図る。 【校区・地域に根ざした教育の推進】
6. 自他の健康に関心を持ち、体力の向上・食生活の充実を含め、基本的な生活習慣の確立・健康の保持増進に積極的に取り組む態度を育てる。 【健康教育の推進】
7. SDGsを念頭に置いた、持続可能な社会の作り手を育成する。 【広い視野を持つ自立した生徒の育成】

## 教育課程について

### 1. 教科と配当時間（年間）

（令和6年度）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	総合	道徳	特活	計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	50	35	35	1015
週当	4	3	4	3	1~2	1~2	3	2	4	1~2	1	1	29
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	70	35	35	1015
週当	4	3	3	4	1	1	3	2	4	2	1	1	29
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	70	35	35	1015
週当	3	4	4	4	1	1	3	1	4	2	1	1	29

### 2. 主な学校行事予定（変更の可能性もあります）

4月	入学式 始業式 身体測定 クラブ紹介 〈3年生全国学力・学習状況調査〉
5月	校外学習(1年) 保健行事(検診) 中間テスト
6月	創立記念日 授業参観 進路説明会 期末テスト 修学旅行(3年)
7月	三者懇談 終業式
8月	始業式 復習テスト(1・2年) 実力テスト(3年)
9月	〈3年生大阪府チャレンジテスト〉 生徒会選挙
10月	中間テスト 体育大会
11月	校外学習(1・2年) 実力テスト(3年) 期末テスト
12月	球技大会(3年) スピーチ大会(1年) 三者懇談 終業式
1月	始業式 実力テスト(3年) 〈1・2年生大阪府チャレンジテスト〉 学年末テスト(3年) 百人一首大会(1年) 新入生保護者説明会 授業参観
2月	〈私学入試〉 〈特別入学者選抜〉 三者懇談(3年)
3月	学年末テスト(1・2年) 〈一般入学者選抜〉 卒業式 生徒会選挙 球技大会(1・2年) 修了式



### 3. 日課表

(令和6年度)

始業	8時35分に教室で出欠確認(8時25分予鈴)
SHR・朝学	8時35分～8時45分
1時間目	8時55分～9時45分
2時間目	9時55分～10時45分
3時間目	10時55分～11時45分
4時間目	11時55分～12時45分
昼休み	12時45分～13時25分
予鈴	13時25分
5時間目	13時30分～14時20分
6時間目	14時30分～15時20分
終礼・清掃	15時20分～(終礼・掃除後にクラブ活動等)

### 4. 部活動

(令和6年度)

運動系	◆ 陸上競技      ◆ 野球 ◆ バスケットボール(男)	◆ サッカー      ◆ 水泳(募集停止) ◆ バドミントン
文化系	◆ ギター・マンドリン	◆ 文芸アート

# 中学校生活について

## 1. 服装について（詳細は生徒手帳に記載しています）

すべて学校指定のものです。

冬服	紺色のブレザー 水色の長袖シャツ スラックス、または スカート
夏服	水色の半袖シャツ スラックス、または スカート

冬服、夏服の区別（衣替え）は気候の変化に応じてご家庭で判断して下さい。  
カーディガン・セーター・ベストの着用は許可していますが、色は白・黒・紺・茶  
グレーとし、柄は無地またはワンポイントとなっています。

## 2. 防寒着・カバン・靴・名札

- ・登下校時のみ、防寒着・手袋、マフラー等を着用してもかまいません。  
通学カバンの指定はありません。華美、高価なものにならないようにしてください。
- ・登下校は運動に適した靴（靴下は華美でない物であれば可）  
上靴は学校指定の靴を使用願います。（令和7年度の学年色は1年青色、2年赤色、3年緑色）
- ・男女とも左胸のポケットの上に名札をつけます。

## 3. 持ち物について

- ・学習に必要なもの以外の校内持ち込みはできません。
- ・『携帯電話』については、登下校において、どうしても必要な場合には、学校が設定した面談期間での面談後に「同意確認書」を提出した場合に限り『登下校中の携帯電話の所持』が認められます。持ってくることで学校生活中に触ってしまったり、盗難・破損等のトラブルとなる可能性もありますので、ご家庭で十分にご検討の上、ご判断をお願いします。

## 4. 相談室の利用について

- ・相談したい時は相談室があります。（令和6年度は毎週月曜日に開室）

## 5. 小学校との違い

- ① 教科毎に担当の教員が変わります。クラスの諸活動は学級担任が担当します。
- ② 定期テスト（中間・期末テスト）が年に5回、実力テストは3年生で年に3回、復習テストが1・2年生で夏休み明けにあります。
- ③ 昼食は、選択注文式の給食、持参の弁当、購買でパン等の購入のいずれかです。

- ④ クラブ活動（入部した生徒対象）があります。活動は各クラブで異なりますが、平日は週3,4日、土日はどちらか1日。ただし、大会前等はこの限りではありません。また、いずれのクラブにも入部しない選択もあります。
- ⑤ 校則、生徒の守るべきことが生徒手帳に記載されています。生徒手帳は身分証明書としても使います。

## 6. 諸届けについて

欠席、遅刻、早退の連絡は、『さくら連絡網』にてお知らせください。『さくら連絡網』への登録についてはあらためてお知らせします。

体育の見学等の場合は、生徒手帳の許可届け欄に保護者が理由を記入して生徒を通じて届けてください。

本校の電話対応は、原則、平日の午前8時00分から午後6時00分までです。この時間以外は音声アナウンス対応です。留守電機能（録音機能）はありません。

## 7. 『こころとからだの連絡帳デイケン』について

毎朝、教室で学習用端末にその日のこころや体の調子を入力し、その内容は健康観察やいじめ・不登校等の未然防止のために活用します。

## 8. 生徒会活動について（詳しいことは入学後に配付される生徒手帳に記されています）

各学級に学級役員（学級委員、美化委員、図書委員、文化委員、体育委員、保健委員、風紀委員、放送委員、選挙管理委員）を置き、生徒会行事の計画及び実行にあたります。

## 保健室より

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いしています。健康診断や身体測定、けがや病気をしたときの応急手当などを行っています。また、困ったこと、心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

### 1. 体調の悪い時やけがの時

#### 体の調子が悪いとき

\*生活の様子などを問診し、体温や全身状態などと合わせて判断します。

#### ①授業を受けることができる時

教室で担任や教科担当が様子を観察します。経過をみた方が良いと思われる場合は、時間をおいて再び検温などをおこないます。

#### ②保健室で休養する時

1時間程度の休養で回復が期待できる場合は保健室で休養します。

長く休養することが必要と判断される場合は早退を勧めます。

#### ③早退の時

体温だけでなく、授業をうけられる状態どうか、全身状態を総合的に判断して担任や学年の教師と相談して決定します。

- ・おうちの方がおられる場合・・・電話連絡をし、お迎えに来て頂ける場合は来て頂きます。どうしても来られない場合は承諾を得たうえで帰宅させます。
- ・おうちの方がご不在の場合・・・勤務先に連絡させていただくこともあります。連絡がつき、状態が許せば、帰宅させます。どうしても連絡がつかない場合は、保健室か教室で連絡がつくまで経過を観察します。

●学校では内服薬（飲み薬）は与えません。受診の場合に医師の判断をあやまらせることもありませんし、副作用が予測できないからです。ご理解ください。

#### けがをした時

①保健室で観察し手当をおこないます。なお、手当は学校管理下で起こったケガを対象としますので、家庭でのケガ、経過を追っての手当はできません。

安心感を得るために湿布が欲しいという生徒がよくありますが、保健室では必要不必要の見極めを行いますので、本人の要求に沿わない場合もあります。中学校の3年間で、ケガや病気の体験を通して、「体の声をきくこと」や「体を大切にすること」を学んでいって欲しいと考えています。ご理解とご協力をお願いします。

#### ②受診の必要があると判断した時

- ・原則として保護者の方に連絡し、ケガについての報告と受診先についてご相談させていただきます。
- ・連絡がつかない場合は安全カードのかかりつけを優先します。診療時間外や記入のない場合等は学校判断で搬送しますのでご了承ください。搬送医療機関で個別事情等がありましたら事前にお知らせください。

## 【安全カード】

このカードは、お子さまに何かあった時、適切な対応ができるように学校に保管しておくものです。これに、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

保険証番号をご記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証などの原本提示が必要です。

自宅や緊急連絡先などの電話番号が変わった場合は速やかにお知らせください。外出の時もできる限り出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

保護者の方の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともありますので連絡先は必ずご記入ください。

入学式の日にお子様にお持たせください。

教室で回収させていただきます。クラス、

出席番号は提出時に生徒本人に記入して

もらいます。

自宅・勤務先・携帯電話など  
緊急の際の優先順位でお書きください。  
番号順に連絡を取ります。

保険証のとおりお書きください。  
保険証がかわった時は、速やかにお知らせ  
ください。

その他、配慮が必要なこと、留意しても  
らいたいことがございましたらご記入く  
ださい。

安 全 カ ー ド				吹田市立 青山台 中学校	
				【平成26年1月改訂】	
年 組 番	フリガナ	性別	生年月日		
	生徒名		年 月 日		
保護者名		生徒との関係			
現住所		吹田市	自宅 〇 〇		
連絡先 (優先順位で記入)	①	名前	生徒との関係	〇	〇
		自宅・勤務先( )		携帯	〇 〇
	②	名前	生徒との関係	〇	〇
		自宅・勤務先( )		携帯	〇 〇
	③	名前	生徒との関係	〇	〇
		住所		携帯	〇 〇
留守の際の緊急連絡先(親戚、近所の家など)		名前	生徒との関係	〇	〇
		住所		携帯	〇 〇
健康保険	健康保険証種類と番号		全国健康保険協会 組合 共済 船員 国保 無	記号	
	保険者番号			番号	
既往症		心臓病 腎臓病 ぜんそく( 歳) その他( )			
よく訴える症状 (例)腹痛					
アレルギー	薬物アレルギー	ない・ある( )			
	食物アレルギー	ない・ある( )			
かかりつけの病院・病院	内科	〇	外科	〇	歯科
本校に在学する兄弟姉妹	年 組 名前		年 組 名前		
	年 組 名前		年 組 名前		
医師や学校に知ってほしいこと					

## 2. 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

学校管理下（授業中、休み時間、クラブ、登下校中など）でおこったケガで受診した場合は、上記の制度により医療費が給付されますので担任、顧問または養護教諭まで連絡してください。

日本スポーツ振興センターは、吹田市と保護者からの掛け金・国の補助により学校管理下の災害に対して共済給付を行うものです。ほぼ折半して掛け金を支払ういわば掛け捨ての共済制度のようなものです。吹田市立小中学校では原則全員加入し、毎年契約を結びます。

●掛け金（来年度は未定です。今年度の例です）

掛け金（年額）920円＝市負担額460円＋保護者負担額460円

\*上記の金額は前年度のものです。掛け金決定額や徴収方法については、学年より後日ご案内いたします。

\*生活保護世帯、就学援助世帯は市からの援助があります。後日掛け金を返金します。

●給付金

- ・病院の場合、医療費の証明額が合計500点以上かかった時  
 ↓  
 1か月だけではなく、けがが治るまでの期間の合計
- 柔道整復師の場合、証明額の合計が5000円以上かかった時  
 ↑
- 健康保険適用範囲の費用の四割が給付されます。
- ・給付金は保護者指定の口座へ教育委員会保健給食室より直接振り込まれます。申請から給付まで3～4か月くらいかかります。ご了承ください。
- ・吹田市では中学生は子ども医療費成制度に該当するので自己負担+αが給付されます。
- ・死亡した時、後遺症が残った場合、等に見舞金が給付されます。
- ・生活保護世帯の方は市からの給付が優先されます。(死亡時、後遺症時の見舞金は給付されず)

●給付期限

災害発生から2年以内に請求するものとし、10年間を期限として給付します。

3. 健康診断

「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」に基づき、発育や健康状態を把握し、健康な学校生活がおくれるように「健康診断」を実施しています。学校でおこなう検診は病気の診断ではなく、あくまでも集団の中から疑いを選び出す＝スクリーニングです。(病院などとは違ってきちんとした診断を出すことはありません。)  
 「結果のお知らせ」を受け取られましたら、速やかに医療機関で受診をおすすめします。受診後は報告書を学校に提出してください。

検診項目	時 期	1年	2年	3年	備 考
二測定	4月	○	○	○	*身長・体重のみ
視 力	4月	○	○	○	A(1.0)が見えない場合は受診をおすすめ
聴 力	4月	○		○	
内 科	4～5月	○	○	○	必要な生徒は精密検査
心電図	4～5月	○			必要な生徒は精密検査
歯 科	5～6月	○	○	○	
耳鼻科	4～6月	△	△	△	問診票で症状があり通院していない生徒のみ
眼 科	4～6月	△	△	△	問診票で症状があり通院していない生徒のみ
色覚	未定	△		△	希望者のみ
尿検査	4～6月	○	○	○	陽性者は2次検査対象
結 核	4月	△	△	△	
脊柱側彎	4～5月		○		内科検診時診察、必要な生徒は受診をおすすめ

\*○・・・実施学年      △・・・問診票を含む検診及び希望者

- 原則として検査の結果、異常が認められたときのみ「結果のお知らせ」を配付しています。
- 生徒の健康状態を知り、健康診断の手がかりになりますので、問診票などは正しく記入してください。なお、記入しにくいことがらは、担任や養護教諭に口頭でお伝えください。

#### 4. 出席停止について

一覧表にあげた病気は第1種、第2種感染症は、医師の許可があるまで登校できません。家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で欠席の扱いにはなりません。

登校の際は医師に登校可能かを判断してもらってから登校してください。電話連絡かさくら連絡網か生徒手帳に記入して、連絡をしてください。※第3種「その他の感染症」については、診断された時点では欠席扱いとなります。

#### 学校において予防すべき感染症一覧

	対象疾病	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症日を0として5日を経過し、かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	コロナ	発症日翌日から5日間を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医のその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ感染性胃腸炎、RS ウイルス感染症

●以下の疾患は感染拡大傾向にある場合のみ校長判断で出席停止となることがあります。

- ①出席停止による感染拡大防止効果が認められる疾患 例) 溶連菌感染症・A型肝炎・感染性胃腸炎・アデノウイルス感染症・RSウイルス感染症など
- ②出席停止による感染拡大防止効果が認められないが個人の療養効果を重視して出席停止措置考慮する疾患 例) マイコプラズマ肺炎・手足口病・ヘルパンギーナ・突発性発疹症・帯状疱疹

## 5. 病気やけが、アレルギー等で配慮が必要なお子さん

食物アレルギーでエピペンを処方されていたり、てんかんで緊急搬送が必要だったり、心臓疾患で運動制限があったり、その他の傷病などで配慮が必要なお子さん（医師の指示や学校生活管理指導票をお持ちの方は必須）は保護者の方と入学式までに面談させていただいて、学校での対応と一緒に考えていきたいと思えます。後日、青山台中学校（06-6872-0309）までご連絡ください。（入学式までにご連絡いただくと助かります）



## いじめ防止基本方針

吹田市立青山台中学校

令和6年4月1日

### (目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめのない」学校を構築するため、「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

### (未然防止)

第2 いじめを未然に防ぐとともに、早期発見につなげるため、次に挙げる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないため及び重大事態に向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に生徒の行動の様子を把握するとともに、生徒とのコミュニケーションの充実により、信頼関係の構築を図る。

(2) わかる授業の展開など、学習・進路に対する生徒の不安やストレスを低減する。

(3) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有することにより、上記(1)を実行する。

(4) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高め、組織的にいじめに対応する。

(組織は、管理職・首席・特別支援コーディネーター・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・支援学級担当・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者等により構成する)

(5) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。

(6) いじめ予防リーダー研修・生徒理解研修等、計画的に校内研修を行う。

(7) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。また、教育活動全般を通して生徒の自主性を高め、自浄作用が働く方向性を探る。

(1) いじめ予防授業をはじめ、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

(2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

(3) 言語活動を充実させるために、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上させる。

(4) 生徒会活動を活性化し、「いじめ撲滅」「いじめのない学校」を推進する。

(5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。

(6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

### (早期発見)

第3 いじめを早期に発見し、重大事態に向かわせないため、次にあげる事項に努める。

1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するための意識を高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすい

グループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 教育相談日を設け、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあるなしにかかわらず、被害生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
  - (2) 事案によっては保護者と連携し、解決に努める。
  - (3) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、重大な事態に向かわないことを最優先に対応する。
  - (4) 加害生徒の言動のみを指摘するのではなく、その背景・心情を理解し指導に活かす。
  - (5) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (6) いじめを見ていた生徒に対しても、自身の問題としてとらえるよう指導する。
  - (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害生徒からの聞き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

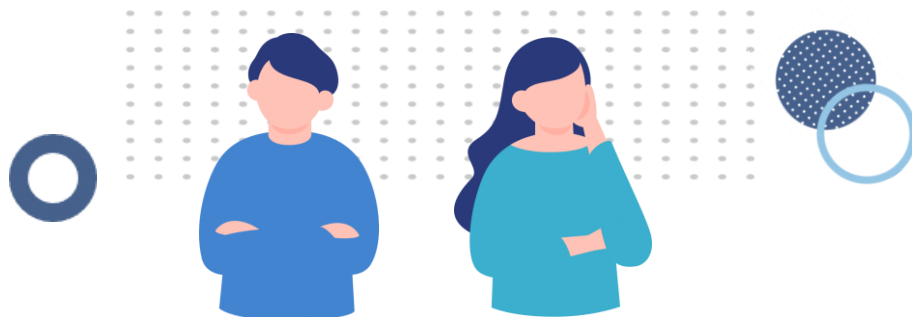
(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、定期的に検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

保護者のみなさまへ

# 不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることで～



## 学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

## 子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいか
- 学校に行かない(行けない)理由を聞いてよいか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

## 心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています



不登校は誰にでも起こり得ることで。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう?」「将来どうなるのだろうか?」と不安を感じると思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

## 学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするものではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

### 出張教育相談員/ スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

### スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

## 吹田市の不登校相談・支援


いずれも、相談を希望される場合は在籍している学校へご連絡ください。



名称/所管課	概要	お問合せ先
<b>吹田市立教育センター</b> <small>（令和6年4月に佐竹台1丁目6番3号へ移転しました。）</small>	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談（電話相談・来所相談） 個別または小グループでの活動や学習を行う「教育支援教室」の開室/家庭訪問活動	TEL：06-6170-1579※来所相談は要予約 時間：平日及び第3日曜日の9:00～17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地：佐竹台1丁目6番3号 学校を通して申込み <small>（教育センターの移転と併せて、「教育支援教室」も令和6年4月から佐竹台1丁目6番3号へ移転しました。）</small>

## その他の相談・支援

『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター <b>ぱらっとる一む吹田</b> <small>（青少年室）</small>	悩みを抱える子供・若者（39歳まで）とその家族を対象とした相談・支援	TEL：06-6816-8534 時間：月～土10:00～20:00（日祝は要予約） 所在地：山田西4-2-43ゆいぴあ（吹田市子育て青少年拠点 夢つながり未来館）2F
	こども発達支援センター <b>地域支援センター</b>	発達や療育についての相談や支援	TEL：06-6339-6103 時間：月～金 9:00～17:30 所在地：片山町2-11-40
	<b>子育て政策室</b>	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL：06-6170-7224 時間：平日9:00～17:30 所在地：泉町1-3-40 吹田市役所 低層棟 2F
	<b>地域保健課</b>	こころの健康相談：精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる（家族からの相談も可）	TEL：06-6339-2227（面接は予約制） 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-3（吹田市保健所内）
	<b>家庭児童相談室</b>	子育てや養育に関する相談 子育て短期支援（短期入所生活援助や夜間養護等）	TEL：06-6384-1472 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	<b>生活福祉室</b>	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL：06-6384-1350 時間：平日9:00～17:30 所在地：泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	<b>障がい福祉室</b>	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。 
大阪府	<b>さわやかホットライン</b>	不登校を含めた教育相談全般（保護者専用）	TEL：06-6607-7362（さわやかホットライン） 06-6607-7361（すこやかホットライン） 時間：平日9:30～17:30 所在地：大阪市住吉区苅田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	<b>すこやかホットライン</b>	不登校を含めた教育相談全般（子ども専用）	
	<b>すこやか教育相談24</b>	不登校を含めた教育相談全般（時間外対応）	TEL：0120-0-78310 （平日の上記相談時間以外や土日祝日）

お問合せ先

吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ  
（所在地：吹田市朝日町3-415）

TEL 06-6155-8192

FAX 06-6155-8872

## 事務的なこと

### 《学校徴収金について》

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA会費）があります。

学校徴収金等は、各学校で購入する教材等を決めるため、校長が納入金額を決定します。

学校徴収金等は、口座振替（自動払込）により、吹田市教育委員会に納入していただきます。

（学校に現金を持参しても納入できません。）

#### ▶ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

#### ▶ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費 約 30,000 円（学年により異なります。）
- ② 積立金（1・2年生のみ） 1年生 30,000 円、2年生 30,000 円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460 円
- ④ 生徒会費 1,800 円
- ⑤ PTA 会費 1家庭につき 4,800 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の窓口払いの場合203円）が必要です。）

#### ▶ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行（郵便局）	りそな銀行
手数料	11円	55円	11円	10円	11円

#### ▶ 口座振替の申込手続

※吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金等」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続は不要です。

(1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

(2) ① Webでの申込み方法（池田泉州銀行はWeb申込みできません）

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ（トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Webでの口座振替の申込み）を開き、ページ下部のリンクから「Web口座振替受付サービス」をご利用ください。

（右の二次元コードからもアクセスできます。）



## ② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。

(金融機関の窓口にはありません。)

### ➤ 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

### ❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

# 就学援助費制度について

吹田市立の小中学校に就学しているお子さんがいるご家庭で、制度の認定条件を満たす方を対象に、学用品費、校外活動費などの学校で必要な費用を援助しています。

認定には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和7年度（2025年度）就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

## 申請時期・方法

一斉受付期間 | 令和7年4月1日（火）～5月25日（日） ただし窓口受付は5月23日（金）まで

※ 一斉受付期間後も令和8年3月31日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。 なお、3月の申請は、原則修了式までをお願いします。

- ① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です！
- ② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先：〒564-0027 吹田市朝日町3番402号

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当



▲就学援助 HP

- ③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで

場所：吹田市教育委員会 学務課（吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階）

## 医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請し、認定となった世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより（生活保護世帯は医療券のみ使用）医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

受診科	医療券の対象となる疾病
眼科	トラコーマ・結膜炎（アレルギー性は対象外）
皮膚科	白せん、かいせん（水虫）、膿かしん（とびひ）
耳鼻科	中耳炎（急性、慢性、滲出性を問わず）、アデノイド 慢性副鼻腔炎（急性、アレルギー性鼻炎は対象外）
歯科	う歯（虫歯）健康保険診療範囲内。歯磨き指導等の予防処置は対象外
その他	寄生虫病（虫卵保有を含む）

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和7年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

### 新小学校1年生

申請期間 | 令和7年2月1日（土）から2月28日（金） ただし窓口受付は2月3日（月）から

詳しくは、令和7年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

### 新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196（直通）

# 青山台中学校 PTA は

全ては子どもたちのために！

## <目的>

青山台中学校 PTA は「学校と保護者が協力し、生徒の健全な成長を図ること」を目的とし、教育環境の整備充実などを行います。

## <活動> (令和5年度の主な内容です)

下記の「役員」と「学年委員」を募ってスタートしました。学校生活・行事に合わせて役割分担を行い話し合いの上で、保護者同士や保護者と先生方とが協力し合しあって、PTA活動を活性化してきました。学年委員会はそれぞれの分野で交流の場を提供し、また、生徒に直接関わる活動も行います。

・役員会：会長、副会長、書記、会計、監事で構成され、PTA活動を円滑に運営します。

### 【今年度の主な活動例】

制服リユース・・・卒業後の使わなくなった制服や体操服を希望者にご提供

「PTAだより」を作成・発行・・・年2回を予定しPTA活動や生徒の様子を伝えます。

体育大会での飲み物提供・・・ペットボトル飲料を生徒に提供しました。

『花壇』の植え替え・・・校門横にある花壇に、生徒会とタイアップして季節の花を植えかえました。



卒業記念品・・・卒業記念品や卒業式時の紅白まんじゅうの手配をしました。

次年度役員候補者を推薦・・・アンケートを作成し次年度の役員推薦を行う



中学校になると仕事や介護など、忙しい保護者も増えているので、仕事の効率化も含め、負担のないPTA活動を目指しています。



# PTA 会費の主な用途

会員の皆様から集められた会費は、主に次のように使われています。

## ●生徒への援助

- ・卒業式 記念品・お祝品、生花
- ・花壇維持費
- ・クラブ補助費
- ・体育大会などの飲料
- ・環境美化費
- ・慶弔費
- ・積立金

令和元年度に、子どもたちの熱中症対策として、テントを購入しました。  
過ごしやすいと子どもたちに好評でした。  
他にも、クラブ活動の横断幕を購入しました。

## ●PTA 行事活動費

- ・PTA 事務費  
(印刷関連費・会議費・交通費含む)
- ・委員会活動費
  - 学年 (給食試食会など)
  - 広報 (PTA だより発行)
  - 文化厚生 (花壇の植え替えなど)
  - 生活 (パトロール用備品)

メール配信システム『ミマモルメ』

学校としては…保護者への緊急連絡を補完するものとして、「メール配信システム」を導入しています。生徒を巻き込んだ不審者情報や事件など緊急の連絡を必要とする機会が増加しております。また、行事等の変更についてのお知らせにも補助的な手段として利用しています。

PTA としては…PTA より発行するお手紙や行事の案内等を配信いたします。  
これらは業務の簡素化や資源の節約につながると考えています。

生徒の安全確保や確実な情報提供のため、  
ミマモルメへの登録をぜひお願いします。



本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

\*片小ナビ ~保護者のための片山小学校ガイドブック~

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

\*吹田市立小学校~スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料~

◇ 青山台中学校へ入学されない場合は、お手数ですが、ご連絡いただきますよう  
ようお願い致します。

◇ ご不明な点等ございましたら、遠慮なく本校までお問い合わせ下さい。

TEL 06-6872-0309

FAX 06-6872-0343

製 作

吹田市立青山台中学校  
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和7年(2025年)1月8日  
吹田市立青山台中学校